

動植物園遊戯施設設置工事 質問と回答

【質問】

資材の搬出入につきまして、誘導員を配置し 10km 以下で走行することで営業中の園内車両通行は可能でしょうか？ご参考までに、過去に熊本市動植物園にて、そのようにして営業時間内に搬出入を行った履歴がございます。

【回答】

来園者の安全確保のため原則営業時間内の車両通行は禁止とします。やむを得ず営業時間内に車両の通行等を行う場合は発注者と事前に協議を行ってください。